

## 利用の 手順は ？

# 介護保険サービスを利用する 手順をみてみましょう

※介護予防・日常生活支援総合事業を利用する場合は、P24をご覧ください。

## ●申請から利用までの流れ

### 要介護・要支援認定の申請

#### 介護が必要となったら、まず申請します

介護サービスを利用するためには、本人または家族が美濃加茂市の介護保険窓口で「要介護・要支援認定」の申請をします。

#### 申請に 必要なもの

- 要介護・要支援認定申請書  
(マイナンバーの記入が必要です)
  - 介護保険被保険者証
  - 医療保険に加入していることが確認できるもの(40歳から64歳までの人)
- ※上記のほか、本人や代理人の身元確認書類等が必要です。



本人または家族が申請に行くことができない場合などには、成年後見人等、長寿支援センターまたは指定居宅介護支援事業者や介護保険施設などに、申請を代行してもらうこともできます。

### 入院している人の認定申請をする場合

認定調査および医師の意見書作成は、身体状況が安定した状態において実施できます。退院決定前や、入院中で身体状況が不安定な場合には、身体状況が安定した時期をみて申請をしてください。

なお、認定結果が出るまでに約1か月かかりますが、認定(要支援1・2、要介護1~5)が出た場合、申請日から認定結果が出るまでに利用した介護保険サービス分も支給対象となります。

### 認定申請と同時に介護保険の居宅(介護予防)サービスを利用する場合

申請と同時に、居宅介護支援事業者を選定し、居宅サービス計画作成依頼届の提出が必要になります。

要支援1・2または要介護1~5と認定が出た場合は、申請日から認定結果が出るまでに利用した介護保険サービス分も支給対象となりますが、非該当と認定された場合は、利用した介護保険サービス分は全額自己負担となります。

介護サービスを利用するためには、美濃加茂市に申請して「介護や支援が必要な状態である」と認定される必要があります。窓口で申請すると、認定調査、主治医の意見書提出、審査を経て、介護が必要な状態かどうか、またどのくらいの介護が必要であるかが決められます。

## 認定調査



### どのくらいの介護が必要か、調査が行われます

調査日程の調整は、認定申請書提出時に窓口来庁者と行います。後日調査日程にあわせて市の職員などが自宅や病院を訪問し、心身の状況について本人や家族から聞き取り調査を行います。調査は全国共通の調査票にもとづき、下記のような基本調査や概況調査などを受けることとなります。この調査にかかる時間は、およそ1時間半くらいです。

利用の手順は？

### 主な調査項目

#### 基本調査

- 麻痺等の有無
- 拘縮の有無
- 寝返り
- 起き上がり
- 座位保持
- 両足での立位保持
- 歩 行
- 立ち上がり

- 片足での立位
- 洗 身
- 視 力
- 聴 力
- 移 乗
- 移 動
- えん下
- 食事摂取
- 排 尿

- 排 便
- 清 潔
- 衣服着脱
- 外出頻度
- 意思の伝達
- 記憶・理解
- 大声を出す
- ひどい物忘れ
- 薬の内服

- 金銭の管理
- 日常の意思決定
- 過去14日間に受けた医療
- 日常生活自立度

#### 概況調査

#### 特記事項

## 主治医の意見書提出

本人の主治医に心身の状況についての意見書を作成してもらいます。関係書類（提出依頼文書・実際に主治医に記入してもらう書類・返信用封筒など）は、認定申請書提出時に市で準備して窓口来庁者にお渡ししますので、できるだけ早く病院などの医療機関に提出してください。主治医が作成した意見書は、関係書類に同封されている返信用封筒で医療機関から市へ直接送付されます。

また、かなりの遠方であるなど、本人や家族または担当のケアマネジャーが直接病院に届けることができない特別な事情がある場合は、郵送します。



※主治医に、長期間受診を受けていないときは改めて受診が必要となります。

## 審査

- 1 調査票の結果はコンピュータ処理され、どのくらいの介護サービスが必要かの指標となる「要介護状態区分」が示されます（1次判定）。
- 2 コンピュータ判定の結果と、特記事項、主治医の意見書をもとに、保健、医療、福祉の専門家による介護認定審査会が審査（2次判定）し、どのくらいの介護が必要かを示す要介護状態区分が判定されます。

### 介護認定審査会とは？

市が任命する保健・医療・福祉の専門家で構成され、審査は全国一律の基準に従って行います。認定調査結果に主治医の意見書を合わせ、市から審査依頼を行います。



## 認定結果の通知

介護認定審査会の審査結果にもとづき、市は予防的な対策が必要な「要支援1・2」、介護が必要な「要介護1～5」、介護保険の対象とならない「非該当」の区分に分けて認定します。認定後、その結果が記載された認定結果通知書と被保険者証が届きます。

### 認定結果通知書に記載されていること

あなたの要介護状態区分、認定の有効期間など

### 保険証に記載されていること

あなたの要介護状態区分、認定の有効期間、支給限度額（注）など

（注）支給限度額▶詳しい説明はP14にあります。



## 認定結果等に納得できないとき

要介護・要支援認定の結果などに疑問や不服がある場合は、まずは市の窓口までご相談ください。その上で納得できない場合には、3か月以内に県に設置されている「介護保険審査会」に審査請求をすることができます。

※審査結果が通知されるまでの間は、認定された要介護状態区分でサービスを利用します。

## 要介護・要支援認定の有効期間内に 心身の状態が悪化したとき

有効期間内に心身の状態が変化して、現在の要介護等の状態区分に該当しなくなった場合には、市に区分の変更を申請してください（手続きは初回と同じです）。



# 要介護状態区分とその状態のめやす

## 要介護状態区分

## 心身の状態の例

### 非該当

- ・歩行や起き上がりなどの日常生活の基本的な動作を自分で行うことができる。
- ・薬の内服、電話の利用などの日常生活動作を行うことができる。

基本チェックリストで生活機能の低下がみられた場合

※保険給付によるサービスは受けられませんが、基本チェックリストを受けて生活機能の低下がみられた場合、市が行う介護予防・生活支援サービス事業を利用できます。

介護予防・生活支援サービス事業が利用できます  
(次ページ上段へ)

### 要支援1

- ・社会的支援を部分的に要する状態
- ・基本的な日常生活は、ほぼ自分で行うことができるが、要介護状態にならないように何らかの支援が必要。

### 要支援2

- ・重い認知症等がなく心身の状態も安定しており、社会的支援を要する状態
- ・要支援1の状態より基本的な日常生活を行う能力がわずかに低下し、何らかの支援が必要。

### 要介護1

- ・心身の状態が安定していないか、認知症等により部分的な介護を要する状態
- ・基本的な日常生活や身の回りの世話などに一部介助が必要。
- ・立ち上がりなどに支えが必要。

### 要介護2

- ・軽度の介護を要する状態
- ・食事や排泄、入浴、洗顔、衣服の着脱などに一部または多くの介助が必要。
- ・立ち上がりや歩行に支えが必要。

### 要介護3

- ・中度の介護を要する状態
- ・食事や排泄、入浴、洗顔、衣服の着脱などに多くの介助が必要。
- ・立ち上がりなどが自分でできない。歩行が自分でできないことがある。

### 要介護4

- ・重度の介護を要する状態
- ・食事や排泄、入浴、洗顔、衣服の着脱などに全面的な介助が必要。
- ・立ち上がりなどがほとんどできない。歩行が自分でできない。
- ・認識力、理解力などに衰えが見え、問題行動もある。

### 要介護5

- ・最重度の介護を要する状態
- ・日常生活や身の回りの世話全般にわたって全面的な介助が必要。
- ・立ち上がりや歩行がほとんどできない。
- ・認識力、理解力などに衰えが見え、問題行動もある。

介護予防サービスが利用できます  
(次ページ中段へ)

介護サービスが利用できます  
(次ページ下段へ)

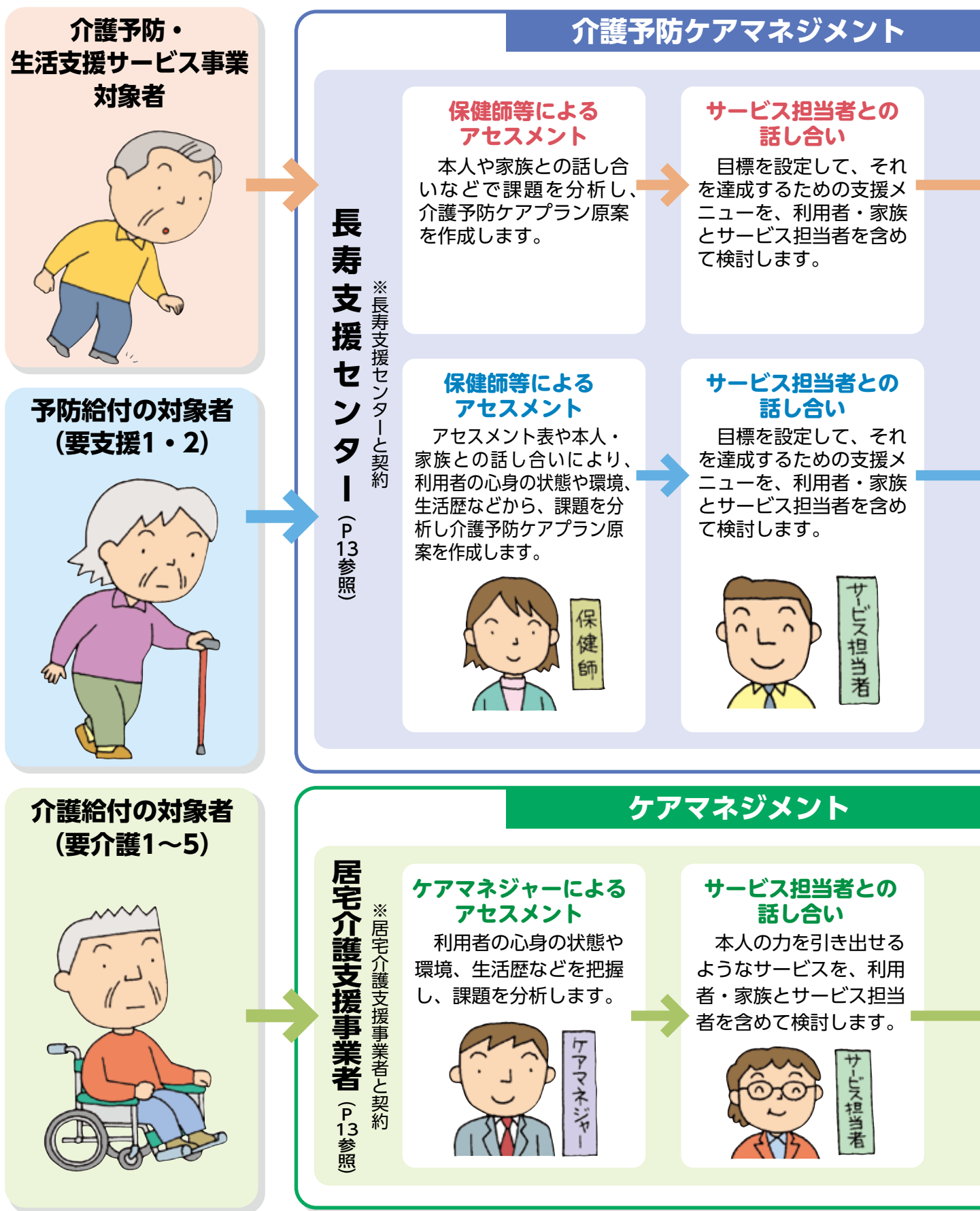
予防給付対象者

介護給付対象者

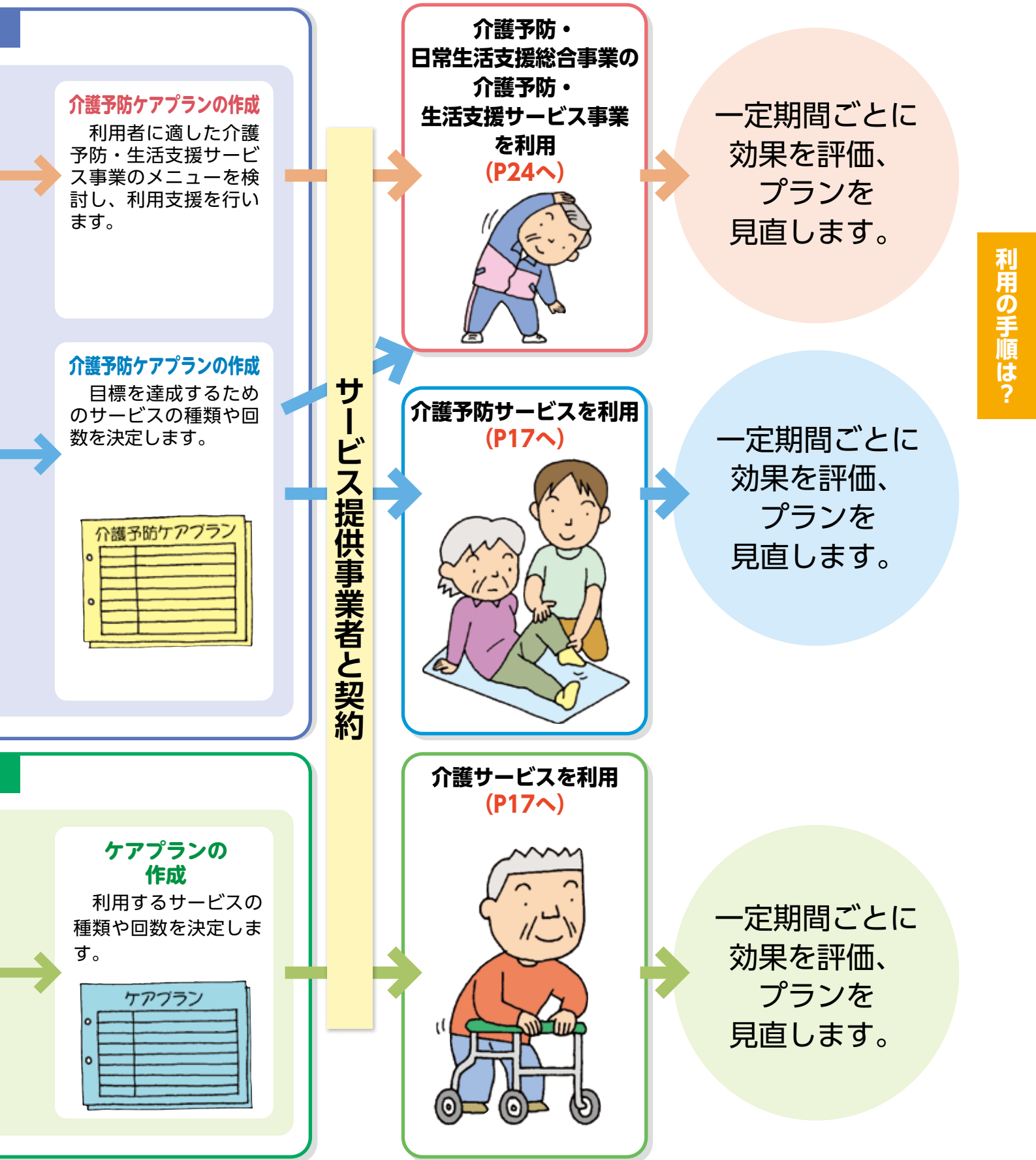
利用の手順は？

# ケアプランを作成し、介護(予防)サービス利用を支援します

介護サービス・介護予防サービス等を利用する場合、個人に合わせたケアプラン・介護予防ケアプランにもとづきサービスを利用します。



介護サービスはケアマネジャーがケアプランを、介護予防サービスは保健師等が中心となって介護予防ケアプランを作成します。



# 長寿支援センター

長寿支援センターは、高齢者の生活を総合的に支えていくために設置されています。住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、高齢者本人や家族、地域住民、ケアマネジャーなどの介護に関する悩みや問題に対し、関係機関と連携して解決に努め、地域の高齢者や家族等を支援します。

保健師等

社会福祉士

リーダー的な  
ケアマネジャー  
(主任ケアマネジャー)

## 長寿支援センターが行うおもな事業

### ■ 地域の高齢者への総合的な支援（包括的支援事業）

#### ● 介護予防ケアマネジメント

支援や介護が必要となるおそれのある高齢者に対し、介護予防サービスや介護予防事業などで介護予防の支援をします。

#### ● 総合相談

様々な相談を受け、状況把握を行い、専門的、または緊急の対応が必要かどうかを判断し、必要に応じて関係機関と連携する等の支援をします。緊急時には、支援計画を立て、適切なサービスへつなぐお手伝いをします。

#### ● 権利擁護事業

消費者問題や虐待の早期発見・対応、成年後見制度の紹介など、高齢者の権利を守り安心して暮らしていけるよう支援します。

#### ● 地域におけるネットワークの構築業務

地域におけるさまざまな関係者とのネットワークを構築し、包括的・継続的なケアマネジメントを行うなど、長寿支援センターの3職種（保健師等・社会福祉士・主任ケアマネジャー）が専門性を活かし、公平・公正な運営を図ります。

名称	所在地	担当区域	電話	FAX
美濃加茂市 西部長寿支援センター	〒505-0037 前平町一丁目257	太田小・ 加茂野小学校区	24-7007	24-7008
美濃加茂市 中部長寿支援センター	〒505-0038 中部台6-13-5 在宅支援総合センター ここから	山手小・山之上小・ 蜂屋小・伊深小・ 三和小学校区	49-8591	49-8592
美濃加茂市 東部長寿支援センター	〒505-0011 下米田町東栃井81-2	古井小・ 下米田小学校区	50-1777	50-1788

## 居宅介護支援事業者



市の指定を受けた、介護支援専門員（ケアマネジャー）がいる事業者です。要介護認定の申請の代行※や、ケアプランの作成を依頼することができ、サービス事業者との連絡・調整などを行っています。

※申請代行ができる事業者は厚生労働省令で定められます。